

なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程

(趣旨)

第 1 条 なら歴史芸術文化村（以下「文化村」という。）の修復工房（美術工芸修復工房 B101 及び美術工芸修復工房 B102 をいう。以下同じ。）の使用及び管理については、この規程の定めるところとする。

(使用の目的)

第 2 条 修復工房の使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 文化財の修復及び修復作業の公開
- (2) その他文化村の設置目的を達成するために必要な事業

(使用者の選定)

第 3 条 修復工房を使用することができる者は、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により選定された者（以下「工房使用者」という。）とする。

(修復文化財の範囲)

第 4 条 修復工房において修復を行う文化財（以下「修復文化財」という。）は、次のとおりとする。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体所有の文化財
- (2) 国及び地方公共団体指定又は登録の文化財
- (3) 国及び地方公共団体の補助金を受けて修復する文化財
- (4) 前 3 号に掲げる文化財に準ずる文化財で、選定委員会が適当と認めたもの

(使用の申込み)

第 5 条 工房使用者は、修復工房の使用を開始するときは、なら歴史芸術文化村修復工房使用申込書（第 1 号様式）を次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる期日までに、なら歴史芸術文化村村長（以下「村長」という。）に提出しなければならない。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

区分	期日
申込書に記載する修復文化財が、前条第 1 号から第 4 号までに掲げる文化財である場合	使用開始予定日の 1 か月前

申込書に記載する修復文化財に、前条第 1 号から第 3 号までに掲げる文化財以外の文化財で選定委員会が未だ適当と認めていないものがある場合	選定委員会開催予定日の 2 か月前
---	-------------------

- 2 工房使用者は、前項の申込書に記載する使用期間中に、申請内容を変更しようとするときは、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる期日までに変更後の申込書を村長に提出しなければならない。ただし、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

区分	期日
変更後の申込書に記載する修復文化財が、前条第 1 号から第 4 号までに掲げる文化財である場合	変更予定日の 1 か月前
変更後の申込書に記載する修復文化財に、前条第 1 号から第 3 号までに掲げる文化財以外の文化財で選定委員会が未だ適当と認めていないものがある場合	選定委員会開催予定日の 2 か月前

(使用承認)

第 6 条 村長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による申込書の提出があった場合において、これを適当と認め、使用の承認をするときは、なら歴史芸術文化村修復工房使用承認書を交付するものとする。

- 2 村長は、前項の場合において、提出された申込書に第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる文化財以外の文化財で、選定委員会が未だ適当と認めていないものがある場合は、選定委員会がこれを適当と認めたときに限り、前項の承認書を交付するものとする。

(使用承認の条件)

第 7 条 工房使用者は、修復文化財の修復に支障がない場合に限り、文化村の行う調査研究及び公開に協力するものとする。

- 2 工房使用者は、前条の規定により使用承認を受けた修復工房（以下「使用承認工房」という。）を第 2 条の目的以外の用途に供してはならない。
- 3 工房使用者は、使用承認工房を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 4 工房使用者は、使用承認工房について修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、あらかじめ書面をもって村長の承認を受けなければならない。
- 5 使用承認期間が満了したとき又は村長が使用承認を取り消したときは、工房使用者は、自己の負担で村長の指定する期日までに使用承認工房を原状回復して返還するものとする。

る。ただし、村長が特に承認したときは、この限りでない。

- 6 工房使用者は、使用承認工房に付帯する光熱水費を負担するものとし、その負担額は床面積比により算定する。
- 7 使用承認工房の維持管理のため通常必要とする清掃費は、全て工房使用者の負担とする。
- 8 村長は、使用承認工房について随時に実地調査し、又は工房使用者に対し所要の報告を求め、その維持管理又は使用に関し指示することができる。

(使用承認の取消し又は変更)

第8条 工房使用者が法令又はこの規程に違反したときは、村長は、選定委員会の意見を聴いて、使用承認を取り消し、又は変更することができる。

(修復文化財の寄託)

第9条 村長は、修復文化財が奈良県の所有に属するものである場合を除き、その所有者又は管理団体（以下「所有者等」という。）から、修復文化財の寄託を受けるものとし、寄託書（第2号様式）を徴するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により寄託書を徴したときは、所有者等に受託書を交付するものとする。
- 3 村長は、受託した修復文化財を工房使用者に引き渡すときは、修復文化財預書（第3号様式）を徴するものとする。
- 4 工房使用者は、村長から修復文化財の引渡しを受けてから返還するまでの期間（文化村が調査研究又は陳列を行う期間を除く。）における修復文化財の管理責任（修復作業に伴うものに限る。）を負うものとする。
- 5 修復文化財の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、奈良県が所有者等に対し責任をもって対処する。この場合において、当該滅失又は毀損が工房使用者の責に帰するものであるときは、工房使用者は、奈良県に損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(損害賠償等)

第10条 工房使用者の責に帰する事由により、使用承認工房の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、工房使用者は、奈良県に損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。ただし、自己の負担で村長の指定する期日までに原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する場合のほか、工房使用者がこの規程に定める義務を履行しないことにより奈良県に損害を与えたときは、工房使用者は、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。
- 3 使用承認が取り消された場合においては、工房使用者は、修復文化財及び使用承認工房

に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の返還請求はできないものとする。

(写真の公表)

第11条 工房使用者は、使用承認工房等において撮影した修復文化財の写真を公表しようとするときは、あらかじめ所有者等の同意を得るものとする。

(共用部分の使用)

第12条 工房使用者は、共用部分のうち荷解場、燻蒸室、貨物用エレベーター、樹脂処理室、薬品庫、収蔵庫、写場等を使用しようとするときは、あらかじめ、その使用方法について村長と協議するものとする。

(使用時間)

第13条 使用承認工房の使用時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 工房使用者は、前項に規定する使用時間以外の時間に使用承認工房を使用しようとするときは、あらかじめ村長へ届け出るものとする。

(鍵及びセンサーカードの管理)

第14条 使用承認工房を含む各室の鍵及びセンサーカードは、村長が管理するものとする。

(疑義の決定)

第15条 この規程に定めるもののほか、修復工房の使用に関し、疑義が生じたときは、村長が必要に応じ選定委員会の意見を聴いて決定する。

附 則

この規程は、令和3年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式

年度 なら歴史芸術文化村修復工房使用申込書（ 当初 ・ 変更 ）

年 月 日

なら歴史芸術文化村村長 殿

使用代表者 住 所

氏 名

印

下記のとおり、なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程第5条の規定により使用
申込いたします。

記

1 修復文化財の名称等

別紙1のとおり

2 使用期間（予定） 年 月 日から 年 月 日まで（※）

（※使用期間の開始日及び終了日は、当該年度内の日付とすること。）

3 使用室名

4 使用者名簿

別紙2のとおり

別紙 1

修 復 文 化 財 の 名 称 等

使用代表者名

指定	修復文化財の名称	数量	所有者	修理等の期間	備考 (※)

※使用規程第 4 条の（１）～（３）に該当するものは、その数字をすべて備考欄に記載すること。

※新規物件であるものは、備考欄に新規と記載すること。

※新規物件であるものは、次に掲げる書類を添付すること。

- ・当該修復文化財の修理設計書
- ・当該修復文化財の現状が把握できる図（写真）

※使用規程第 4 条の（１）～（３）に該当しないものは、規程第 5 条に定める提出書類に加え、次に掲げる書類のいずれかを添付すること。

- ①当該文化財に係る過去の公開実績を示す書類（出陳履歴、出陳リスト、広報物の写し等）
及びその公開時に執筆された当該文化財に係る解説文（図録、解説パネル等の写し等）
- ②当該文化財に係る有識者による所見が記載された書類

別紙 2

使用者名簿

使用代表者名

[illegible]

第2号様式

寄 託 書

年 月 日

なら歴史芸術文化村村長 殿

寄託者（所有者）
住 所
氏 名 印
寄託代理人（工房使用者）
住 所
氏 名 印

〇〇・・・・・・・・・・〇〇をなら歴史芸術文化村修復工房において〇〇・・・・
〇〇するため、なら歴史芸術文化村修復工房使用規程に基づき、 年 月 日から
年 月 日までの間、以下の事項を附記して当該文化財を貴村に寄託します。

1 文化村が行う当該文化財の修復作業の公開、公開事業の広報、調査研究、修復工程の映像記録、撮影及び陳列について、〇〇〇〇〇に支障のない範囲において協力する。ただし、修復工程の映像記録、撮影及び陳列については所有者等の同意を必要とする。

2 工房使用者は、なら歴史芸術文化村村長から修復文化財の引渡しを受けてから返還するまでの期間（文化村が調査研究、修復工程の映像記録、撮影及び陳列を行う期間を除く。）における修復文化財の管理責任（修復作業に伴うものに限る。）を負うものとする。

第 3 号様式

修復文化財預書

年 月 日

なら歴史芸術文化村村長 殿

住 所
氏 名 印

下記の修復文化財を預かりました。

記

[illegible]

なら歴史芸術文化村修復工房使用承認書

年 月 日

(工房使用者) 殿

なら歴史芸術文化村村長

令和 年 月 日付で提出された、なら歴史芸術文化村修復工房使用申込書の内容について、適当と認められますので、なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程第6条の規定により使用承認いたします。

使用期間については、下記のとおりといたします。

記

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

受 託 書

歴芸村 第 号
令和 年 月 日

寄託者（所有者）

住所

殿

寄託代理人 (使用者)

住所

殿

なら歴史芸術文化村村長

下記の品を修復文化財として受託しました。

記

[illegible]